

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

小野市水道部より大切なお知らせ

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日より施行されることに伴い、**指定給水装置工事事業者は5年ごとの更新が必要になります。**

●指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となります。

※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります（下表参照）。

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H10.4.1～H11.3.31	2019年9月30日～2020年9月29日（1年）
H11.4.1～H15.3.31	2019年9月30日～2021年9月29日（2年）
H15.4.1～H19.3.31	2019年9月30日～2022年9月29日（3年）
H19.4.1～H25.3.31	2019年9月30日～2023年9月29日（4年）
H25.4.1～R1.9.30	2019年9月30日～2024年9月29日（5年）

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、ダイレクトメールなどで通知をします。
なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

●指定更新の要件は、

新規申請と同じ3項目の確認を行います。
（水道法第25条の3（指定の基準）を準用）

1. 給水装置主任技術者の選任
2. 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
3. 水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

●更新申請に必要な書類

- ①様式第1（申請書）
- ②様式第1別表（機械器具調書）
- ③様式第2（誓約書）
- ④様式第6（主任技術者選任・解任届）
- ⑤選任する主任技術者の確認書類（免状又は技術者証等）
- ⑥定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票（個人）
- ⑦営業所の確認書類（写真等）等

◎指定更新申請時に**4項目の確認**を行います。

※事業の運営に関する基準（法第25条の8及び法施行規則第36条）に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認

1. 指定給水装置工事事業者の講習会の**受講実績**
2. 指定給水装置工事事業者の**業務内容**
（営業時間、漏水修繕、対応工事等）
3. 給水装置工事主任技術者の**研修会の受講状況**
4. 適切に作業を行うことができる**技能を有する者の従事状況**

◎4項目確認資料

- ・講習会の**受講修了証等**
- ・外部研修の**受講実施履歴等**
※自社内研修は不要
- ・施工者の**経験の有無及び配管技能の資格の有無**